

令和2年度 第4回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和2年7月10日（金） 午後4時			
場 所	琴浦町役場分庁舎 多目的ホール			
出席委員 (12人)	1番 石賀 英男	2番 丸山 環	3番 前田 正秀	4番 潮 智博
	5番 伊藤 英之	6番 村上 隆	7番 福本 正博	8番 三浦 勝美
	9番 久米 繁好	10番 中本 敏彦	11番 川崎 康晴	12番 福田 昌治
欠席委員 (0人)				
出席推進委員 (11人)	13番 北中 善隆	14番 遠藤 一夫	15番 井本 武夫	16番 語堂 一幸
	17番 小前 茂雄	18番 松本 芳己	19番 桑本 慎吾	20番 馬野 進
	21番 入江 敏朗	22番 澤田 光秋	24番 河上 幸徳	
欠席推進委員 (1人)	23番 石賀 昭則			
事務局	事務局長 山根 伸一、係長 高塚 泰子、係長 浜川 明			
提案議案	議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第13号 農用地利用集積計画の決定について			
報告事項				

議長	定刻になりましたので、ただ今より、令和2年度第4回琴浦町農業委員会総会を開催します。 成立宣言を事務局にお願いします。
事務局	ただ今の出席委員は12名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、令和2年度第4回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。なお、推進委員の欠席者は石賀昭則委員です。以上です。
議長	議事録署名委員の指名ですが、5番 伊藤委員、6番 村上委員にお願いします。 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。
事務局	1ページをご覧ください。議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があつたので審議を求める。 整理番号14番 農地の所在 琴浦町大字光字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積24m ² 。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人で、譲渡事由は贈与になります。 本案件は、譲渡人、譲受人双方の協議により贈与されることになったもので、農地取得後は野菜を耕作されます。 以上の1件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。 (異議なし) 異議なしということですので、原案どおり許可することと決定いたします。 続きまして議案第12号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について 事務局の説明をお願いします。
事務局	2ページから4ページをご覧ください。議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請について 農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があつたので意見を求める。 整理番号3番 農地の所在 大字八幡字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積2,281m ² 内251m ² 。申請人は琴浦町内の個人で、転用目的は一般住宅になります。農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。申請地は農用地区域内に位置していたことから、転用に伴う農用地区域からの除外手続中であり、令和2年4月30日から5月25日までの公告・縦覧期間を経て6月9日付で異議申立期間が終了しており、県への事前協議済みで許可見込みとなっています。 転用事由の詳細について説明しますので、4ページの図をご覧くださ

い。申請人は、平成9年に八幡 [REDACTED] の農地の一部を分筆した [REDACTED] の宅地に、現在の住居を構えました。その後20年余りが経過し、孫もできて家族が増え、それとあわせて所有する自家用車も増えてきたことなどから、手狭になってきたと感じておられたそうです。また、現在同居している娘が今後家族を持つことになった場合に、申請人夫婦が生活するスペースも準備しておく必要があると考え、現在の住居の増築と新たな駐車スペース等を確保することを目的として、農地転用の申請をされることになったそうです。

申請地はL字型をしていますが、北側を駐車場として活用し、東側は既存住宅の増築を行います。転用残地2, 030m²については、現在と同様に自家用の野菜を耕作されます。工期は許可日から4ヶ月間の予定で、資金調達計画は母屋の増築費 [REDACTED] 円で、それに見合う金融機関の残高証明が添付されています。

申請地には舗装等は行わず、雨水は現状通り自然流下で処理される計画ですし、申請者所有の転用残地の他には隣接する農地はありません。

農地区分の決定根拠について説明します。3ページの説明図にもありますように、申請地の東側と西側には圃場整備済みの田や畑が広り、申請地を含む一団の農地面積が10haを超えることから「第1種農地」に該当するものと思われます。

許可根拠規定については、既存集落に居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものという「集落接続」に該当することから、転用はやむを得ないと思われます。以上です。

現地確認の報告をお願いします。

7月7日に河上委員、浜川係長の3名で現地確認を行いました。

現地は申請者の方の家のすぐ隣に位置し、北側は運送会社の事業所、南側は宅地、東西は道路に囲まれており、隣接農地はありませんでした。事務局の説明にもありましたように、住宅の増築及び自家用車の駐車場、車の回し場に必要な面積を申請されており、転用はやむを得ないと思います。以上です。

事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。

(異議なし)

異議なしということですので、原案どおり答申することと決定いたします。

続きまして議案第13号 農用地利用集積計画についてですが、関係委員の前田委員、石賀英男委員、語堂委員、小前委員は退席をお願いします。自分も関係委員のため退席をしますので、議長を中本職務代理に交代いたします。

(前田委員、石賀英男委員、語堂委員、小前委員、福田会長の退席を確

	認) (中本職務代理に議長を交代)
議長	議案第13号 農用地利用集積計画の決定について 事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>5ページをご覧ください。議案第13号 農用地利用集積計画について賃貸借の部です。次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により本委員会の決定を求めます。</p> <p>整理番号487番 土地の所在 大字笠見字 [REDACTED]、地目 田、面積1,779m²。利用権設定をする者、利用権設定を受ける者はいずれも琴浦町内の個人です。種別・利用目的は野菜、10a当たりの借賃は [REDACTED]円、期間は令和2年7月13日から令和5年7月12日までの3年間、新規になります。</p> <p>整理番号488番から9ページの整理番号506番までの外19件についてはご覧のとおりです。</p> <p>なお今回の賃貸借の部で、農地中間管理事業等により農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請は、9ページの整理番号504番から整理番号506番までの3件です。</p> <p>10ページをご覧ください。使用貸借の部です。</p> <p>整理番号507番 土地の所在 大字三保字 [REDACTED]、地目 田、面積216m²。利用権設定をする者、利用権設定を受ける者はいずれも琴浦町内の個人です。種別・利用目的は野菜、10a当たりの借賃は無償、期間は令和2年7月13日から令和12年7月12日までの10年間、新規になります。</p> <p>整理番号507番の外5筆と整理番号508番から13ページの整理番号520番までの外13件についてはご覧のとおりです。</p> <p>なお今回の使用貸借の部で、農地中間管理事業等により農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請はありませんでした。</p> <p>14ページをご覧ください。所有権移転の部です</p> <p>整理番号6番 土地の所在 大字槻下字 [REDACTED]、地目 田、面積894m²。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。所有権の移転時期は令和2年7月31日、対価は1筆全体で [REDACTED]円、10a当たりでは [REDACTED]円。対価の支払方法は現金、利用目的は芝になります。</p> <p>整理番号7番 土地の所在 大字杉下字 [REDACTED]、地目 畑、面積1,965m²。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。所有権の移転時期は令和2年7月31日、対価は1筆全体で [REDACTED]円、10a当たりでは [REDACTED]円。対価の支払方法は口座振込、利用目的は野菜になります。</p>

	<p>整理番号 8 番 土地の所在 大字杉下字 [REDACTED] 、地目 [REDACTED] 畑、面積 9 1 7 m²。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人です。所有権の移転時期は令和 2 年 7 月 31 日、対価は 1 筆全体で [REDACTED] 円、10 a 当りでは [REDACTED] 円。対価の支払方法は口座振込、利用目的は野菜になります。</p> <p>整理番号 9 番 土地の所在 大字森藤字 [REDACTED] 、地目 田、面積 9 8 4 m²。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人です。所有権の移転時期は令和 2 年 7 月 31 日、対価は 1 筆全体で [REDACTED] 円、10 a 当りでは [REDACTED] 円。対価の支払方法は現金、利用目的は飼料になります。</p> <p>整理番号 10 番 土地の所在 大字八幡字 [REDACTED] 、地目 畑、面積 1, 335 m²。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人です。所有権の移転時期は令和 2 年 7 月 31 日、対価は 1 筆全体で [REDACTED] 円、10 a 当りでは [REDACTED] 円。対価の支払方法は現金、利用目的は野菜になります。</p> <p>以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議長	事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。
	(異議なし)
	異議なしということですので、原案どおり決定することといたします。 (前田委員、石賀英男委員、語堂委員、小前委員、福田会長の復帰を確認)
	(福田会長に議長を交代)
議長	その他に移りたいと思います。7月7日に行われた農家相談の報告を久米委員にお願いします。
久米委員 議長	(農家相談 2 件報告) 「琴浦町の農業の振興に関する計画」について 事務局に説明をお願いします。
事務局 議長	(「琴浦町の農業の振興に関する計画」について説明) 「琴浦町の農業の振興に関する計画の策定に係る意見等について(回答)」について 事務局に説明をお願いします。
事務局	(「琴浦町の農業の振興に関する計画の策定に係る意見等について(回答)」について説明)
議長	こちらの方からは以上ですが、皆さんの方で何か質問等がありましたらお願いします。
	無いようですので、以上を持ちまして、令和 2 年度第 4 回琴浦町農業委員会総会を終了します。